

庄原市行政評価シート

平成 **26** 年度評価

事務事業名	まちなか活性化補助金		
実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 年度 (終期の設定のない場合は、終期を空白)	所管課	商工観光課

長期総合計画	02-02-01 さとやま資源の活用で地域が輝くまち(産業・交流)	商工業の活性化	商業の振興
予算科目	会計 01 一般会計 目 02 商工振興費	款 07 商工費 事業 4201 商工振興事業	項 01 商工費

対象者	旧市町の中心となる区域で事業を行う者	対象者数など	
根拠法令・計画等	庄原市まちなか活性化補助金交付要綱(平成17年庄原市告示第105号)		
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/industry/shokogyo/post-85.html		

実施目的	まちなかの空き店舗等を活用し、活性化事業を実施するものに補助金を交付し、まちなかの活性化及びにぎわいを再生することを目的とする。
事務事業の概要	<p>(1) まちなかギャラリー等開設事業【借上料・改装費補助】 【借上料補助】借上料の2分の1以内(限度額 月額4万円・補助期間 2年) 【改装費補助】改装費の3分の1以内(限度額 240万円・補助回数1回限り)</p> <p>(2) 空き店舗等活用創業支援事業【借上料補助・改装費補助】 【借上料補助】借上料の2分の1以内(限度額 月額4万円・補助期間 2年) 【改装費補助】改装費の3分の1以内(限度額 50万円・補助回数1回限り)</p> <p>(3) まちなかイベント事業【事業費補助】 【事業費補助】補助対象経費は謝礼金、消耗品費、借上料、委託料、備品、その他の経費の合計で2分の1以内(限度額 40万円・補助回数1回限り)</p> <p>(4) まちなか活性化店舗改装支援事業【改装費補助】 【改装費補助】改装費の3分の1以内(限度額 50万円・補助回数1回限り) ・事務の流れ・・・申請受付→補助金交付決定→完了検査(事業終了後)→補助金交付確定→補助金交付</p>

		年度別実績概要	
平成 23 年度	(1) まちなかギャラリー等開設事業【借上料・改装費補助】	0件	0千円
	(2) 空き店舗等活用創業支援事業【借上料補助・改装費補助】	8件	2,940千円
	(3) まちなかイベント事業【事業費補助】	0件	0千円
	(4) まちなか活性化店舗改装支援事業【改装費補助】	2件	966千円
平成 24 年度	(1) まちなかギャラリー等開設事業【借上料・改装費補助】	0件	0千円
	(2) 空き店舗等活用創業支援事業【借上料補助・改装費補助】	15件	4,443千円
	(3) まちなかイベント事業【事業費補助】	0件	0千円
	(4) まちなか活性化店舗改装支援事業【改装費補助】	0件	0千円
平成 25 年度	(1) まちなかギャラリー等開設事業【借上料・改装費補助】	0件	0千円
	(2) 空き店舗等活用創業支援事業【借上料補助・改装費補助】	9件	3,665千円
	(3) まちなかイベント事業【事業費補助】	0件	0千円
	(4) まちなか活性化店舗改装支援事業【改装費補助】	2件	530千円

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	H 23	H 24	H 25	合計
	事業費	補助金		3,906	4,443	4,195
						0
						0
		事業費計	3,906	4,443	4,195	12,544
財源	国県補助金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		3,906	4,443	4,195	12,544

		指標名称	単位	基準値	H 23	H 24	H 25	合計
実績 (アウトプット)	1	補助金交付件数	件		11	15	13	39
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	補助金利用による新規開業店舗数	件		1	6	4	11
	2							0
	3							0
備考								

事務事業名	まちなか活性化補助金	所管課	商工観光課
-------	------------	-----	-------

評価項目		所管課評価	市民意見	評価委員会	評価分布			
分布は、A+1,B,0,C-1で総回答数で割り、小数点以下四捨五入。ただし、A-C又はC-AがBより多い場合はA,Cに補正する					市民意見		評価委員会	
優先度		A	B	B	分布	平均	分布	平均
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				5		2	
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				6		4	
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				5	0	1	0
認知度		B	C	C	分布	平均	分布	平均
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				1		0	
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				6		2	
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				9	-1	5	-1
有効性		B	B'	B	分布	平均	分布	平均
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				4		0	
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				4		6	
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				8	0	1	0
受益者満足度		A	C	A	分布	平均	分布	平均
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				0		4	
B	どちらともいえない。				1		3	
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか。)				3	-1	0	1
市民(納税者)納得度		B	C'	B	分布	平均	分布	平均
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				2		0	
B	どちらともいえない。				3		7	
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				7	0	0	0
代替性		A	B	B	分布	平均	分布	平均
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				3		2	
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				7		4	
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				6	0	1	0
まちづくり基本条例適合性		B	C'	B	分布	平均	分布	平均
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				3		0	
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				4		4	
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直す(終了を含む。)事業である。				9	0	3	0

所管課評価	事業見直し
-------	-------

評価詳細
まちなかエリアの店舗状況を考慮し、補助対象外としている「ジョイフル」と「ウィル西城」内の空きテナントを対象に加えることを含め評価を求める。また、申請の少ない「まちなかギャラリー等開設」と「まちなかイベント」については、制度の廃止を含めて検討する。

所管課が課題と考える内容
小規模店舗だけでなく、「協同組合庄原ショッピングセンター(ジョイフル)」や「ウィル西城」内の空きテナントが課題となっている。また、「まちなかギャラリー等開設事業」「まちなかイベント事業」については、申請件数が少ない状況である。

市民意見(プラモニ)
※市民意見は、意見数集計のみを評価とします。(プラモニとしての総括評価はありません。)
※全意見は、ホームページに掲載しています。

意見数分布	現行どおり	拡充	見直し	縮小	終了	総回答数
	1	5	6	1	1	14

主な意見

【現行どおり】
・ショッピングセンターは、大きな店なのに小さい店と同じように補助する必要はないと思います。どこまで対象とするのですか？それならビッグもフレスタもザグザグもラムーも同じではないですか。ちゃんと庄原の市民を雇って、市民が買い物に行っていますよ。商店街の小さい店のための事業ならわかりますがコンセプトがずれているのでは。
・テナントに拡大するのはおかしいと思う。

【拡充】
・まちなかの範囲を、商店街だけでなく、ジョイフルの様なショッピングセンターも含んでいいのではないのでしょうか？
・現行の補助事業では対象が市街地(まちなか)に所在する小規模空き店舗の改装や市街地でのイベント助成と限定されていて対象地区の市街地では経営が成り立つ業種に限られる。ジョイフルやウィルなどショッピングセンターが対象外という判断もおかしい、もともと地元のお店が主体なので空き店舗に出店の時この補助制度が対象になれば助かる。過去に申請したが断られたこともある。
・補助の限度額をもっと増やしてもいいと思います

【見直し】
・事業の継続が図られてこそ補助金であると思うが、現在の体制では補助金支給後の営業状況等のチェックや経営状態の把握が出来ていない。補助対象者への継続的な支援や把握を行う上で、経営指導等に通じた機関を経由した補助の形態に変更もしくは、協同しての補助制度に変えていくべきである。
・補助金を交付後、成果がどうだったか把握しておられますか？また、まちなかの店舗に対して補助することと、ジョイフルやウィルへの助成は、大店舗か市街地かどちらをのぼそうとしているのか分かりません。
・何年も同じことの繰り返し。もう街中に若者は住んでいません。高齢者ばかりで意欲がない。
全国を見てもシャッター通りは同じこと。国にも県にも市にも考える力のある人はいない。シャッター通りは全国金太郎館。庄原・西城・東城を考えているのだろうか。他の旧町は市場はなくなりました。

行政評価委員会評価 事業見直し	※行政評価委員会の摘録(会議内容)は、ホームページに掲載しています。
------------------------	------------------------------------

総括意見

空き店舗等活用創業支援事業については、次の事項に留意し、真に活性化につながり、かつ、市民の利便性が向上する施策となるよう努められたい。

- ・ジョイフル・ウイル西城については、大型店の優位性、事業目的の趣旨、既存テナントとの公平性等を考慮し、本補助事業の対象とすべきでないという意見とまち全体の活性化を図るため対象とすべきとの両論あったが、対象とすべきでないとの意見が多かった。
- ・補助金利用者に対し、経営計画の熟慮と地域活性化に資する意識醸成を図るとともに商工会議所等と連携し経営指導等を行うこと。
- ・本制度に限らず総合的な施策を展開する中で買い物弱者の対策を行うこと。

まちなかイベント事業の利用が低迷している理由は、需要がないのではなく、活用が図れる制度でないことが原因であると考え。複数回での利用が可能などイベントの定着が図られる制度に変更し、事業を継続されたい。

▲ ※委員会における最終的な評価として総括したものであり、最も分布の多い評価を優先するものではありません。

評価分布	現行どおり	拡 充	見 直 し	縮 小	終 了
			6	1	

各委員の意見

【見直し】

①見直しの時期だと考えます。

過去の対象者が納税しているかどうか、納税に繋がらない事業では、効果は継続していかない。対象者には、商工会議所等に加入を勧め、経営指導も必要に応じて行い、納税に結びつける。ショッピングセンター等の場合すでに他の補助金等により整備されていれば、重複にならないか危惧し、まちなかより条件が良くなり、まちなか活性化の進捗を鈍化させる可能性がある。

「まちなかギャラリー等開設事業」は、既存の施設で対応可能と考えられ廃止はやむなし。

「まちなかイベント事業」は、補助対象項目をPR費用や会場使用料等に制限し、補助回数を毎月1回まで等、回数を増やして継続が望ましい。

②・何故空き店舗となるのかの構造的課題解決の視点からの事業構築が必要である。

- ・本事業は平成10年の大規模店舗の規制緩和に伴い措置されたものとのことであるが、経時的関係からも地域情勢が大きく変化しており、対応を変化するべきである。
- ・買い物弱者等に配慮した対応が求められているのではないかと。
- ・まちなかイベント事業の申請が少ないとのことであるが、活性化の定着のためにはある程度の年数が必要であり、補助回数1回が課題ではないかと思われる。無論、補助金のバラマキは良くありませんが。
- ・ジョイフルやウイル西城の空テナント対応は対象にすべきではないと思います。

③まちなか活性化には時間と努力が必要だと思えます。また、いくら努力し、試行錯誤しながら事業を進めても、なかなかよい結果に繋がらない現実もあると思えます。

地域の活性化を考えれば、ショッピングセンター内の空き店舗も対象とするのは仕方のないことだと思えます。

まちなかギャラリー等開設事業・まちなかイベント事業については、市民と市が共同で企画実行する方向にしたらいいと思えます。

④新しく何かを始めようとする方には、とてもよい制度である。この制度がある事を知らない市民が多いと思うので、もっとアピールするとよいと思う。

「まちなか」の活性化が本来の目的なら、大型店舗内を対象とするのは、判断の迷うところであるが、市民としては、どこも賑わってほしいと思う。

申請件数の少ない事業は縮小を検討してもよいのではないかと。

今、「まちなか」で頑張り続けている方が、これからも頑張りそうと思える支援があってもよいのではないかと(知らないだけかもしれませんが)

⑤ショッピングセンターのテナントは既存の市街地の個人商店が移転・出店し、借上げ料等必要経費を負担し営業されておられ、まちなかの店舗と同様の扱いが公平であると考えます。

まちなかギャラリー等の事業は申請が少ないとのことであるが、まちなか活性化のメニューとしてもっとPRしてはどうでしょうか。また、制度として継続していてもよいのではないのでしょうか。

⑥市内の店舗が、閉められ淋しさを感じます。町の活性化には補助も必要と思えますが、町全体の活性化につなげるには、定住課や観光課等、関係するところで進めてはと思います。

【縮小】

⑦・利用の少ない、まちなかギャラリー、まちなかイベントについては、廃止でも良いと思えます。

- ・補助対象外となっている、ジョイフルやウイル西城については、実質、1つの建物内の商店街のようなものと考えます。地元振興のために補助対象として良いと思えます。
- ・補助対象にする事業者に対して、特に食品等の小売や高齢者等に対する個別配送や買い物への配慮等があれば、補助額を上乗せするの等してもよいのではないのでしょうか。より地域に必要なものが育つための補助として見直すのも良いと思えます。

今後の事業実施の方向性 事業見直し	
--------------------------	--

詳細

- ・協同組合への対象拡大は行わない。
- ・まちなかギャラリー等開設事業は、事業効果が低いことから平成27年3月31日を以って廃止する。
- ・まちなかイベント事業は、1団体につき1回を限度とし補助を行ってきたが、平成27年4月1日から補助対象経費を見直し、1団体につき年1回を限度とした補助金とする。